

## 高等学校等就学支援金の申請について

「高等学校等就学支援金制度」は、私立高等学校等に通う生徒本人へ、授業料の支援として「就学支援金」が支給される制度です。

説明をよくお読みいただき、必要書類をご準備の上、期日までにご提出願います。

また、大阪府在住の高校1・2年生は、来年4月より全員が授業料無償化制度（新制度）の対象となりますので、今回、必ず申請をお願いいたします。

（今回の申請で令和7年6月分までの申請となります。）

**提出忘れ等で期日が過ぎた場合、法律により遡っての支給は出来ませんのでご注意ください。**

### ◆就学支援金制度概要

国公立を問わず、高等学校の授業料(\*1)の支援として、課税証明書に記載されている保護者等の『課税標準額×6%-市町村民税調整控除額』の父母の合算額が0円～154,500円未満の世帯に月額33,000円、154,500円～304,200円未満の世帯に月額9,900円が支給されます。

(\*1 本校では、授業料と教育充実費のみが対象となります。)

### ◆年間支給額 表

課税標準額×6%- 市町村民税調整控除額	およその年収(*2)	月額支給額	年間支給額 (12ヶ月分)
非課税・生活保護 0円～154,500円未満	約590万円未満	33,000円	396,000円
154,500円～ 304,200円未満	約910万円未満	9,900円	118,800円
304,200円以上	約910万円以上	支給なし	支給なし

(\*2 保護者のうちどちらかが働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯を基準としています)

A. 令和6年4月～令和6年6月の所得判定・・・令和5年度の課税額で判定

B. 令和6年7月～令和7年6月の所得判定・・・令和6年度の課税額で判定

### ◆支給要件

- ・生徒が日本国内に住所を有すること。
- ・高等学校へ在籍していること。
- ・「**保護者等の課税標準額×6%-市町村民税調整控除額**」の父母の合算が**304,200円未満**の世帯であること。

※保護者が海外赴任などで個人番号（マイナンバー）の提出ができない場合でも、支援金を受給できる場合がありますので、事務局までご連絡ください。

※保護者等の収入がやむを得ない理由により著しく減少した家計急変世帯の場合も、支援金を受給できる場合がありますので、事務局にご連絡・ご相談ください。

## ◆就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって国から大阪府を經由して受取り、授業料に充当します。生徒本人が直接受取るものではありません。

第3期・第4期は授業料と差引支給し、第1期・第2期分は授業料等の振替口座へ12月（予定）に還付支給いたします。

## ◆提出書類 ※大阪府在住の方はすべて<就学支援金の申請をする世帯>に該当します

< 就学支援金の申請をする世帯 > P.3~P.6の記入例を参照してください

- ①受給資格認定申請書（様式第1号）
- ②個人番号（写）貼付台紙

< 就学支援金の申請をしない世帯 > P.7の記入例を参照してください

- ①受給資格認定申請書（様式第1号）のみ

※大阪府授業料無償化制度（新制度）の対象となるためには、就学支援金の申請書類の提出が必要となります。申請書類を提出しなかった場合、新制度の適用は辞退したものと見なされます。

※イまたはロに該当する世帯の方は、提出書類および申請書式が異なりますので、事務局までご連絡ください。

- イ.生活保護受給世帯の方（令和6年1月1日時点にて生活扶助を受けている）
- ロ.マイナンバー制度における不開示措置を行っている方

## ◆注意事項

- ・今回の申請で、令和7年6月分までの支給金額が判定されます。
- ・所得の増減により4月～6月分と、7月～翌年6月分までの支給金額が異なることがあります。
- ・離婚・再婚等で保護者変更等が生じた場合は、支給金額が変更となる場合がありますので、早急に事務局までご連絡ください。
- ・訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペンは不可、訂正印は不要です。
- ・個人情報の取扱いについては『入学後の手引き』P.27,28に記載の通りです。

※ 提出期日：7月22日（月） ※期日厳守 **（全員提出）**

配付時の封筒に提出書類を入れ、担任に提出してください

【お問合わせ先】 四天王寺東高等学校

事務局 総務課 庶務係 電話：072-937-2855

① 個人番号（マイナンバー）提出者用

※記入日

令和6年 7月 18日

大阪府教育長 殿

高等学校等就学支援金

※まだ就学支援金を受給認定されていない方はこちらにレ

受給資格認定申請書（初回時）（次の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

就学支援金の受給資格の認定を申請しません。（申請しない場合も提出してください。）

【申請しない場合の理由】  所得基準（市町村民税の課税所得額（課税標準額）×6%-市町村民税の調整控除額304,200円未満）超過のため  
 その他

※既に就学支援金を受給認定されている方はこちらにレ

収入状況届出書（2回目以降）（既に受給資格の認定を受けている場合は、次の口にレ印を付けてください。）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	とうこう		たろう	
生徒の氏名	姓	東高	名	太郎

生徒の生年月日	2008 年 2 月 22 日			
生徒の住所	〒 583-0026 大阪 都道府県 藤井寺 市区町村 春日丘3-1-78-123号室			
保護者等の電話番号	090-9377-1234 ※日中に連絡のつく電話番号を記入			
生徒が在学する学校の名称	四天王寺東高等学校			
学年・組・番号	2 年 6 組 24 番			

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 四天王寺東高等学校	令和 年 4 月 1 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 全日制課程 普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

「記入例」申請する場合(表面)

※赤文字部分を記入してください。裏面もあります。

【2. 保護者等の収入の状況について】

必ず(1)①~⑦のいずれかに✓してください

の写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し）までのいずれかの□にレ印を付けてください。

「記入例」申請する場合(裏面)

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①  親権者(両親)2名分  
生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合

②  親権者1名分 (ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。)(イのⅡに該当する場合は理由を記入してください。)  
(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

ア  親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合

イ  Ⅰ離婚、死別等により親権者が1人の場合、  
Ⅱ親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合  
(理由: **※②-イ-Ⅱに該当する場合は理由を記入**)

③  未成年後見人  名分  
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合  
(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④  生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分  
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

主たる生計維持者1名分 (ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。)

ア  主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合

イ  Ⅰ生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
Ⅱ入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、  
Ⅲ生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、  
Ⅳ生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等  
※Ⅰ・Ⅱの場合は生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。(被保険者等記号・番号は黒塗りしてください)

⑥  生徒本人  
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等  
※生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。(被保険者等記号・番号は黒塗りしてください)

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦  親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名、生徒との続柄及び保護者等の令和5年度の課税地(2023年1月1日現在の市区町村までの住所)および令和6年度の課税地(2024年1月1日現在の市区町村までの住所)(⑦の□にレ印を付けた場合は不要です)

個人番号カード(写)を添付する保護者を記入

は、□にレ印をつけてください。

※令和5年度の課税地について、2024年7月以降に申請または届出をおこなった場合は記入不要です。

※個人番号カード(写)等貼付台紙の順番とそろえてください。

保護者等① 氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	保護者等② 氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
とうこう いちろう <b>東高一郎</b>	父	とうこう はなこ <b>東高花子</b>	母
生年月日(西暦) 1975年1月17日		生年月日(西暦) 1978年8月28日	
令和5年度の課税地(2023年1月1日現在の住所) ※2024年7月以降の申請の場合は記入不要		令和5年度の課税地(2023年1月1日現在の住所) ※2024年7月以降の申請の場合は記入不要	
都道府市区町村 大阪府 藤井寺市		都道府市区町村 大阪府 藤井寺市	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※日本国内に在住していない期間( )年( )月( )日から( )年( )月( )日・現在)まで		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※日本国内に在住していない期間( )年( )月( )日から( )年( )月( )日・現在)まで	
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている	
令和6年度の課税地(2024年1月1日現在の住所)		令和6年度の課税地(2024年1月1日現在の住所)	
都道府市区町村 大阪府 藤井寺市		都道府市区町村 大阪府 藤井寺市	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※日本国内に在住していない期間( )年( )月( )日から( )年( )月( )日・現在)まで		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※日本国内に在住していない期間( )年( )月( )日から( )年( )月( )日・現在)まで	
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている	

※保護者が海外在住の方は海外での在住期間を記入

※生活扶助を受けている方はチェックしてください

※⑦の修正が生れ種別の更正決定による市区町村別の課税所得額(課税標準額)又は市区町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者学校に連絡してください。

こちらにチェックがないと受給できません

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- 申請に関し提出した個人情報について、以下の点を了承します。
  - 大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。
  - この申請のために提出した個人情報を、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に活用する場合があること。
  - この申請のために提出した個人情報を、奨学のための給付金事業に活用する場合があること。
  - この申請のために提出した個人情報を、大阪府私立高等学校等学び直し支援事業に活用する場合があること。
  - 本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う(公財)大阪府育英会に情報提供する場合があること。

(注記) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第二条第12項に規定する個人番号利用事務実施者は、大阪府教育庁となります。

個人番号カード(写)等貼付台紙 ※提出する人数

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を 2 名分提出します。

個人番号カードの写しを貼り付けた上で、**太枠**の箇所(個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日)を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

※提出時の注意事項をご確認のうえ、必要事項を記入し、資料を添付してください。※

学校名	四天王寺東高等学校
種類・課程・学科等	高等学校・全日制課程・普通科
ふりがな	とうこう たろう
生徒氏名	東高 太郎
学年・クラス・出席番号等	2-6-24

↓貼り付ける順番は、受給資格認定申請書の保護者等の氏名記載の順番とそろえてください。↓

保護者等①	個人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">2</td><td style="width: 5%;">3</td><td style="width: 5%;">4</td><td style="width: 5%;">-</td><td style="width: 5%;">5</td><td style="width: 5%;">6</td><td style="width: 5%;">7</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">-</td><td style="width: 5%;">9</td><td style="width: 5%;">0</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">2</td> </tr> </table>	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2	 <p style="color: yellow; text-align: center;">氏名と個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。 ※個人番号が書かれていない面は不要です!</p>
	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2			
	氏名	東高 一郎															
	生年月日	西暦 <u>1975</u> 年 <u>1</u> 月 <u>17</u> 日															
備考	※個人番号が記載された住民票を提出する場合は貼付不可																
保護者等②	個人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">2</td><td style="width: 5%;">3</td><td style="width: 5%;">4</td><td style="width: 5%;">5</td><td style="width: 5%;">-</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">7</td><td style="width: 5%;">6</td><td style="width: 5%;">5</td><td style="width: 5%;">-</td><td style="width: 5%;">0</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">2</td><td style="width: 5%;">3</td> </tr> </table>	2	3	4	5	-	8	7	6	5	-	0	1	2	3	 <p style="color: yellow; text-align: center;">氏名と個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。 ※個人番号が書かれていない面は不要です!</p>
	2	3	4	5	-	8	7	6	5	-	0	1	2	3			
	氏名	東高 花子															
	生年月日	西暦 <u>1978</u> 年 <u>8</u> 月 <u>28</u> 日															
備考	※個人番号が記載された住民票を提出する場合は貼付不可																

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

① 個人番号（マイナンバー）提出者用

※記入日

令和6年 7月 18日

大阪府教育長 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）（次の2つの口ののうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

- 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- 就学支援金の受給資格の認定を申請しません。（申請しない場合も提出してください。）

【申請しない場合の理由】  所得基準（市町村民税の課税所得額（課税標準額）×6%-市町村民税の調整控除額304,200円未満）超過のため  
 その他 ※所得基準以外の理由がある方は「その他」にレを記入し理由を記載してください。

収入状況届出書（2回目以降）（既に受給資格の認定を受けている場合は、次の口にレ印を付けてください。）

- 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	とうこう	たろう
生徒の氏名	姓 <b>東 高</b>	名 <b>太 郎</b>

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
生徒が在学する学校の名称	四天王寺東高等学校
学年・組・番号	2年 6組 24番

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
  - ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
  - ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 四天王寺東高等学校	令和 年 4月 1日 ~ (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 全日制課程 普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

「記入例」申請しない場合(表面)

※青文字のみ記入してください。裏面の記入や添付書類は必要ありません。